

令和2年2月20日

広島大学教職員組合執行委員長

中山 祐 正 様

広島大学理事（財務・総務担当）

山 田 道 夫

契約職員の諸問題に関して要求書（回答）

2019（令和元）年12月17日付け及び2020（令和2）年1月28日付けで要求のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 契約職員の本給表の改定について

要求事項（1）

2019年11月15日貴回答において「同一労働同一賃金の対応の中で併せて協議したい」旨、いただきました。つきましては至急「案」をお示しください。それを受け金額及び職種等の検討を開始します。

（回答）

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の改正の状況を踏まえ、常勤職員給与との均衡で水準が低い号俸（令和元年度一時金支給対象）について、時間給額（パートタイム）を9円増額、月給額（フルタイム）を1,000円増額することを検討しています。

（令和2年2月7日 4月1日人事制度改正内容として説明済み）

2. パートタイム契約職員への賞与支給について

要求事項（2）

上記1.と同様に2019年11月15日貴回答において「同一労働同一賃金の対応の中で併せて協議したい」旨、いただきました。つきましては至急検討状況をお示しください。本件は

パートタイム契約の組合員の切実な願いです。

(回答)

パートタイム契約職員については、常勤職員と比べて職務の内容、責任の程度において、相当な相違があり、現在のところ不合理な相違があるとは考えていないため、今回見直しは行わないこととしています。ただし、今後の他大学の状況や最高裁の裁判例により状況が異なることとなれば、見直しを検討することも考えています。

3. 勤続永年表彰について

要求事項（3）

「週5日未満の勤務で勤務期間が20年以上の契約職員も含めること」を統一要求書の中でも求めています。それに併せて、このたび、「20年以上の勤続であり、かつそれは大学の現場で勤務した期間を通算したもの」を表彰するように求めます。例えば、派遣等の勤務状態から大学雇用に切替わった場合、派遣等での勤務期間も含むようにしてほしいという内容です。これは同じ現場において同じ期間、仲間として働いてきたにもかかわらず、大学雇用の時期からカウントされるため、差が発生することからの申し出です。今後、たんぼぼ保育園の保育士の現場等で発生する懸念があります。

(回答)

大学において雇用された期間ではないものの、実態として大学と一体となって業務を行っている場所で勤務していた事実が明確である場合に、その期間を在職期間に通算することについては、永年勤続表彰の趣旨を踏まえた上で、個別に検討したいと考えますので、具体的な事例があればご相談いただければと思います。

また、週5日未満の勤務のものについては、該当者を想定していませんでしたが、具体的な事例があればご相談いただければと思います。

4. パートタイム契約職員の看護休暇の有給化について

要求事項（4）

(9歳3月末までの子の看護)

現在、パートタイム職員には無給である各種休暇を有給へ転換していくことは「同一労働同一賃金」の流れの中で重要なことです。今回は、特に養育する子の看護が必要な看護休暇の有給化を優先的に求めます。仕事と育児を両立させるには収入の減少を心配することなく安心して利用できる制度がほしいという現場からの切実な声があります。

また、様々な要因により休暇取得が困難な職場も依然多くあります。併せて休暇が取得できる職場環境作りを求めます。

※別紙も参照ください。

(回答)

仕事と育児の両立支援の観点から、子の看護休暇について、この度有給化の提案をしております。また、休暇が取得できる職場環境に向けて、仕事と育児の両立支援や当該支援の制度の周知に取り組んでいきたいと考えます。

5. パートタイム契約職員の宿舎入居について

要求事項（5）

上記4. にも関係しますが、常勤職員の減少に伴い、またフルタイム契約職員の募集も減少していることから、パートタイム契約職員でその職務を遂行している例が増えてきました。単身で生活をしている場合、家賃の問題は切実です。現在の宿舎の入居要件はフルタイムの雇用形態（週5日勤務で1日あたりの勤務時間が7.75時間）、複数事業年度雇用（見込みも含む）とされています。その緩和を行い、パートタイムに従事している職員への住居を可能とすることを求めます。

（回答）

職員宿舎については、平成25年3月21日開催の役員会において、「職員宿舎の将来計画に関する基本方針」を定めており、基本原則として、事務・事業を円滑に実施する上で真に必要なものに限定すること、主として福利厚生（生活支援）の目的での使用は行わないこととしています。

また、当該基本方針において、建築後40年が経過した宿舎については計画的に廃止すること、宿舎の新築及び建替は行わないこととしており、現在、入居要件を満たしている職員についても、今後の状況に応じて要件の見直しを検討していく必要がある状況です。

これらのことを踏まえ、現状において宿舎入居資格の要件の見直し（緩和）は困難と考えます。

6. 契約更新の説明等を専門職の担当者から受けたい

要求事項（6）

契約職員の配置は各部局、各種センター等において広範囲です。予てから組合では「自身の契約等に関して事務的に確認したい内容がある場合、所属の運営支援に聞いても本部が決めることだからわからないと回答されることが多く、また大学本部に聞いても所属の部局に聞いてほしいという回答が多くわからないまま諦めた」という声を聞きます。つまりは部局と本部間のたらい回しが起こり問題や疑問点を解決することができず困っていました。その中で、「全学説明会等ではなく、親身になって回答をしてくださる専門の方と話をしたい」という要望が出てきました。つきましては、相談を受けてくださる「契約職員窓口」の設定を求めます。相談内容は、契約更新や再雇用時に聞きたいことなど就業規則に関することが主になります。

（回答）

部局等には、契約更新を含めて労働条件、労働契約に関して対応できるよう人事担当者を配置していますが、要求内容にあるような状況があれば改善する必要があると考えます。

対応できる体制は既にあることから、専門的窓口を設置するのではなく、現行どおり部局等

の人事担当においてそれぞれ対応することを基本にし、人事実務担当者連絡会や研修会において、適切な対応を行うように周知・指導したいと考えます。

なお、部局等において十分な説明が得られない場合は、人事部において真摯に対応したいと考えていますので、ご相談願います。

7. 更新の5年上限撤廃要求（再）

要求事項（7）

基本的には5年上限付与は反対であり、撤廃を求めます。なお、現在、運用面において、条件によっては学内募集を行い、6年目の雇用も可能であるという方向で動いていますが、運用2年目を迎えますので、その実績を検証し、運用面の改善協議を求めます。

（回答）

学内募集の実績件数は次のとおりです。

- ・ 平成30年度 11件、令和元年度 10件、令和2年度 10件

運用面の改善については、令和元年7月24日開催の組合との事務協議において、現行の5年満了の翌日における学内募集について、4年6月を経過している者も応募できるように運用を変更することとしています。

8. パートタイム契約職員（条件付）への月給制の導入について

時間給制のパートタイム契約職員は出勤日の実績によって月々の収入が決定されるため月々の生活に不安があります。また、時期で考えると連休の多い月、そうではない月で、月収に差があり、月々の生活が不安定です。また、2019年度のように皇室慶弔祝日が多い年度は通常の年間勤務日数約244日から4日も勤務実績が少ない240日となっており、その分、収入は減少しました（別紙をご参照ください）。これを年間ベースで月収を定めると毎月の収入の安定化に繋がり、かつ安心して特別休暇の取得ができるようになります。つきましては以下を求めます。

要求事項（8）

まずは1日6時間以上で週5日勤務（週30時間以上の勤務）のパートタイム勤務者に月給制の導入。なお、現在7時間15分の時短対応のパートタイム勤務者にも相応の配慮を求めます。

（回答）

まずは、病院に勤務する契約職員について、その業務の特殊性を考慮し、勤務時間が固定（週5日、1日7時間勤務の契約事務職員に限る。）されているものについて、時間給制度から月給制度に改定することとしています。

なお、「7時間15分の時短対応のパートタイム勤務者」は、あくまで所定労働時間としては1日7時間であり、恒常的に15分間の時間外勤務が生じているものであるため、当該時間外勤務が恒常的に生じるのであれば、月給制制度の適用となった場合にも同様の対応が可能と考えます。

要求事項（9）

月 21 日勤務として月給額の算出を求めます。

（回答）

この度の改正は、勤務時間が固定されているパートタイム契約職員の給与を時間給額から月給額に変更することにより、月の勤務日数に伴う給与額の変動がなく、安定的な収入を可能とするものです。

月給額の設定においては、当該パートタイム契約職員が年間全ての勤務日の所定労働時間を勤務した場合に得られる年間所要額の平均を月給額に組み替えるものであり、当該勤務日より多くなる月 21 日勤務（年間 252 日）による月給額の算出は行いません。

要求事項（10）

現在の勤務者に対しては希望者のみ月給制への選択導入を求めます。

（回答）

基本的に月給制と時間給制の処遇は変わらないものと考えています。本人選択制となると給与計算や労務管理が煩雑になり、管理業務などに相当な負担が乗ることが想定されるため、全ての者の切替を考えています。

要求事項（11）

現在、1日7時間45分勤務のフルタイム契約職員の募集が少ない状況で、1日7時間勤務パートタイム契約職員が増加しています。フルタイムに近い勤務時間の勤務者にはフルタイムの条件に準じた処遇改善への検討を求めます。

（回答）

パートタイム契約職員の処遇改善については、パートタイム契約職員の職務内容や責任の程度、各種制度の趣旨などを総合的に判断し、必要に応じて検討していきたいと考えています。